

令和6年(2024年)3月8日

行政事務取扱委員 様

甲賀湖南交通安全協会
湖南支部長 井ノ口 伍堂

令和6年度甲賀湖南交通安全協会湖南支部理事ならびに女性部員の選出について(依頼)

平素は、甲賀湖南交通安全協会湖南支部の交通安全諸活動に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当支部の理事につきましては、例年、各区長様ご自身に就任いただいておりますが、当支部規約では「理事は、区長の職にあるものもしくは区長が推薦するものとする。」と定めておりますので、区長様のご就任が難しい場合は、活動にご協力いただける方をご推薦いただくことも可能です。

また、当支部では女性部を設置し、各区から推薦いただいた女性部員により、女性の立場からも交通安全啓発活動等を実施しております。

つきましては、活動の趣旨をご理解の上、別紙により理事1名ならびに女性部員1名の推薦について、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、4月10日(水)までに返信用封筒による郵送またはFAX(0748-63-5671)にて甲賀湖南交通安全協会事務局までご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご推薦いただく方

甲賀湖南交通安全協会湖南支部理事 1名

※湖南支部理事は甲賀湖南交通安全協会本会の役員となります。

甲賀湖南交通安全協会湖南支部女性部員 1名

2. 活動内容

市内行事等での交通安全啓発

- ・各期(春・夏・秋・年末等)の交通安全運動期間中における街頭啓発活動等への従事
- ・さくらまつり・夏まつり等の会場での啓発活動

総会や交通安全研修会等への参加

3. 任期

令和7年度甲賀湖南交通安全協会総会開催日まで

4. その他

ボランティアとしての活動ですので、報酬等はありません。

問い合わせ・報告先
〒528-0005 甲賀市水口町水口 6026 番地
甲賀湖南交通安全協会 事務局 担当：百田
TEL・FAX：0748-63-5671

令和 6 年 月 日

甲賀湖南交通安全協会
湖南支部長 井ノ口 伍堂 宛

区名 _____ 区

区長名 _____

甲 賀 湖 南 交 通 安 全 協 会
湖 南 支 部 「 理 事 」 推 薦 報 告

甲賀湖南交通安全協会湖南支部の理事として、下記のとおり推薦します。

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

甲 賀 湖 南 交 通 安 全 協 会
湖 南 支 部 「 女 性 部 員 」 推 薦 報 告

甲賀湖南交通安全協会湖南支部の女性部員として、下記のとおり推薦します。

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

報告期限：令和6年4月10日（水）

報告先：〒528-0005 甲賀市水口町水口 6026 番地

甲賀湖南交通安全協会 事務局 担当：百田

TEL・FAX：0748-63-5671

甲賀湖南交通安全協会湖南支部

規

約

甲賀湖南交通安全協会湖南支部

甲賀湖南交通安全協会湖南支部規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本支部は、甲賀湖南交通安全協会湖南支部と称し、事務所を甲賀警察署交通課内に置く。

(目的及び事業)

第 2 条 本支部の目的及び事業は、甲賀湖南交通安全協会（以下「本会」という。）会則に定めるところによる。

(構成)

第 3 条 本支部は、支部内に居住する自動車（原動機付き自転車を含む）運転免許所持者、交通関係事業者、交通に関する学識経験者及び本会の趣旨に賛同する各種事業団体並びに個人をもって構成する。

(下部組織)

第 4 条 本支部の下部組織として地区、班、青年部、女性部並びに老人部を置くことが出来る。

2 地区の設置に関しては、常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

3 班の設置に関しては、常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

4 青年部の設置に関しては、支部長が別に定める。

5 女性部の設置に関しては、支部長が別に定める。

6 老人部の設置に関しては、支部長が別に定める。

第 2 章 会 員

(支部会員)

第 5 条 本支部の支部会員は、本会会則に定める会員とする。

第 3 章 役 員

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1 人

(2) 副支部長 5 人

(3) 理事 60 人（常任理事を含む）以内

(4) 幹事 若干名

(役員選任)

第 7 条 支部長、副支部長は、総会にて支部会員の中から選任する。

2 副支部長のうち 1 人は、市役所交通安全主管部長がその任につく。

3 副支部長のうち 1 人は、女性部の部長がその任につく。

4 理事は、区長の職にあるもの若しくは区長が推薦するものとする。

5 常任理事は、会員の中から支部長が委嘱する。

6 幹事は、本会の事務局長がその任につく。

(役員の職務)

第8条 支部長は、本支部を代表し、本支部の会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の指名する順位により、その職務を代理する。

3 常任理事は、常任理事会を構成し、支部の会務の執行にあたる。

4 理事は、総会を構成し、支部の運営及び事業の執行にあたる。また、会員を代表し、支部会議の重要事項を審議するとともに、本会の代議員を選出する。

5 幹事は、支部の会務の執行および会議、その他の事務にあたる。

(役員の任期等)

第9条 役員は、すべて名誉職とし、その任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 公務員または団体等を代表して役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 評議員は、次に掲げる者をこれにあてる。

(1) 支部会員の中から、その代表班ごとに選出された者 280人以内

第5章 顧問

(顧問)

第11条 本支部に顧問を置く。

2 顧問には、湖南省長、湖南省議会議長、前支部長及び支部長が推薦した者をもってこれにあてる。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ、又は会議に出席して本支部の事業及び運営について意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議の種類等)

第12条 本支部の会議は、総会、常任理事会とする。

2 総会は、役員をもって構成する。

3 常任理事会は、支部長、副支部長及び常任理事をもって構成する。

4 常任理事会は、支部長が招集し、その議長となる。

(会議の定員等)

第13条 会議の構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、委任事項を表示した書面をもって代理人に委任した者は出席とみなす。

2 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は役員3分の1以上の要求があったとき及び支部長において必要があると認めるとき、支部長が招集する。

2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 重要な事業計画の承認。
- (3) 役員を選任。

3 この規約に定めるもののほか、議長の選出、その他総会の運営について必要な事項は、総会においてこれを定める。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 重要な事業計画等総会の議決を要する事項で、総会を招集するいとまがなく、支部長が緊急に処理する必要があると認めるとき。
- (3) 総会の議決により委任された事項。
- (4) 定型的、恒例的な事業の実施計画。
- (5) その他支部長が必要と認めた事項。

2 前項第2号及び第3号については、次の総会で承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(備付簿冊)

第16条 本支部には、次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 会議書類綴
- (3) 備品台帳
- (4) 表彰者名簿
- (5) 表彰関係書類
- (6) その他支部長が必要と認める簿冊

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

2 この規約に定めるもののうち、緊急やむを得ないときは、支部長が専決することができる。

3 前項において専決した事項は、次の常任理事会、総会に報告しなければならない。

4 この規約を施行するため必要な事項については、支部長が別に定める。

付 則

1 この会則は、平成16年10月1日から施行する。

2 甲賀郡交通安全協会会則は、廃止する。

3 この会則は、令和4年8月23日一部改正。